

中小企業退職金共済制度について

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。この制度の運営については、中小企業退職金共済法に基づき設立された独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部が当たっています。

◆退職金制度の重要性◆

①意欲、生産性の向上に

長く勤めればまとまった退職金を受け取れることが、従業員の仕事への意欲をいっそう向上させ、その結果、企業の活力と生産性の向上をもたらします。

②退職後の安定に

老後の生活安定や第2の人生を有意義に過ごす資金として、退職金はなくてはならないものです。

③人材の安定確保に

優秀な人材を確保することは、企業にとって重要なことです。

④法律で定められている

「貸金の支払いの確保等に関する法律」では、事業主は退職金の原資を保全する措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

⑤制度化で信頼関係を

企業が退職金規程等を定め、制度化することは、従業員にとって退職金が約束されたこととなり、企業と従業員の信頼関係が深まります。

◆制度の特色◆ 国の制度なので安全・確実・有利な特典があります

①国の助成

掛金の一部を国が助成します。

②町の助成

共済契約成立の月から3年間、1ヶ月あたり1人100円を補助します。

③全額非課税

有利な税法上の特典があります。

④簡単な管理

毎月の掛金は口座振替です。

⑤掛金月額の変更

掛金月額はいつでも変更できます。

⑥通算制度

過去の勤務期間の通算や転職した場合の通算ができます。

⑦退職金支給

機構・中退共から直接、従業員に支給されます。

◆加入条件◆ 加入条件は業種により異なります

一般業種(製造・建設業等)	常用従業員数300人以下 または 資本金・出資金3億円以下
卸売業	常用従業員数100人以下 または 資本金・出資金1億円以下
サービス業	常用従業員数100人以下 または 資本金・出資金5千万円以下
小売業	常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金5千万円以下

※常用従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員とおおむね同等であって、①雇用期間の定めのない者、②雇用期間が2ヶ月を超えて雇用される者を含みます。

掛金、加入手続等、詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

◆お問い合わせ先◆

中小企業退職金共済事業本部
〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル
TEL03-3436-0151(代表) FAX:03-3436-0400

辰野町役場 産業振興課 商工振興係
〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地
TEL0266-41-111(代表) FAX:0266-41-4651